

1 業務環境

県内の景気動向については、個人消費や雇用情勢の底堅さを背景に回復が続いています。

先行きについては、雇用・所得環境の改善を背景に景気の持ち直しの動きが続くことが期待されますが、原油・原材料価格の高止まりや賃金上昇によるコスト増が下押し要因となる可能性があります。海外経済の減速や金融政策の動向が輸出や企業業績に与える影響についても、引き続き引き続き注視していく必要があります。

2 業務運営方針

このような状況下、「中小企業者の成長・発展に向けた伴走支援の進化と地域内連携の強化」を基本方針とした 第7次中期事業計画に基づき、令和7年度の経営計画を策定しました。

令和7年度は以下に掲げる重点課題の解決に全力で取り組んでまいります。

(1) 継続的な資金繰り支援

- 企業や金融機関との対話等を通じて企業の経営実態を的確に把握し、個々の企業の実情に応じた柔軟な資金繰り支援を実施します。
- 原油・原材料価格の高騰等により事業活動に影響を受けている企業に対しては、「セーフティネット保証」等、国や地方公共団体の政策保証を活用し、経営の安定に向けた資金調達を支援します。
- 「小口零細企業保証制度」や「経営力強化保証」等による借換保証を積極的に活用し、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）の資金繰り改善に取り組みます。資金繰りに窮している企業に対しては、条件変更に対応し、経営改善に向けた支援を行う等、事業継続を後押しします。

(2) ニーズに応じた資金調達支援

- 中小企業者のライフステージにおける資金需要に対して、迅速かつ的確に対応します。
- 「スタートアップ創出促進保証制度」をはじめとする創業関連保証制度を活用し、創業期における円滑な資金調達を支援します。
- 経営課題の解決に取り組む中小企業者に対しては、金融機関による経営支援が促進されるよう、プロパー融資の実行等を要件とした「協調支援型特別保証制度」を活用します。
- デジタル化による業務の効率化・省力化、生産性向上やイノベーションのための投資等、企業の付加価値向上に繋がる資金ニーズに積極的に対応します。
- 実現可能性のある計画を策定し、経営改善や事業再生に取り組む企業を対象に、「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）」を活用した資金繰り支援に取り組みます。
- 中小企業者の負担軽減措置が講じられている地方公共団体の制度融資を積極的に推進します。

(3) 経営者保証改革の推進

- 「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえ、金融機関との連携の下、経営者保証を不要とする3種類の更なる利用促進を図ります。
- 信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を推進します。
- 「財務要件型無保証人当座貸越根保証『フォルティッシモ』」等、経営者保証を不要とする保証制度を推進します。

(4) 金融機関との連携強化

- 個々の企業の実情に応じて柔軟に保証協会付融資とプロパー融資を組み合わせる等、金融機関と連携・協調し、中小企業者への円滑な資金調達支援に取り組みます。

(5) 利便性の向上に向けた取組

- 中小企業者の資金調達の迅速化等のため、「信用保証協会電子受付システム」の導入促進を図ります。
- 事務フローや徴求書類の見直し等、保証審査の更なる効率化や迅速化に向けた取組を引き続き実施します。

(6) 創業及び成長支援の推進

- 創業に関する相談や計画策定のアドバイス等、創業者に対するきめ細かな支援に取り組みます。必要に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣し、創業計画の策定やブラッシュアップを支援します。
- 創業保証利用企業に対し、モニタリングやフォローアップを実施することにより、創業後の事業の安定と成長をサポートします。
- ビジネスフェアの共催や出展支援等を通じて、中小企業者の新たな事業展開や販路拡大を支援します。
- よろず支援拠点や特定分野に知見を有する専門家と連携し、デジタル化や生産性向上等、中小企業者の付加価値向上に資する取組を支援します。

(7) 早期経営支援の展開

- コロナ関連融資利用企業や支援の優先度・緊急度が高い企業等から支援候補先を選定し、モニタリングを実施することで、企業の経営実態の早期把握に努めます。さらに、企業の状況に応じた支援策を提案する等、プッシュ型の支援に取り組みます。
- 金融機関と連携し、「資金繰り予定表」の作成を支援します。作成支援を通じて、早期の段階で経営課題を把握し、必要に応じて経営課題の解決に向けた取組を後押しする等、伴走型の支援に取り組みます。
- 特定の経営課題の解決に取り組む企業に対しては、よろず支援拠点や中小企業診断士等と連携した本業支援を実施します。

(8) 経営改善・事業再生支援の推進

- 経営改善支援が必要と判断される企業に対しては、金融機関をはじめとする関係機関と連携を図りつつ、中小企業診断士等の派遣を通じた経営改善計画策定支援や経営サポート会議を活用した金融調整等に取り組みます。
- 事業再生支援が必要と判断される企業に対しては、中小企業活性化協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を活用し、適切な支援に取り組みます。
- 中小企業活性化協議会との連携をより一層強化し、個別案件の事前相談・案件持込を推進します。

(9) 円滑な事業承継に向けた支援

- 事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、「とちぎ経営資源引継ぎ支援事業」を活用した次世代への経営資源の引継ぎを推進します。
- 経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」や「経営承継借換関連保証」を活用し、後継者確保の阻害要因となる経営者保証の解除を推進します。

(10) 外部連携及び経営支援力向上による支援体制の強化

- 各支援機関と緊密に情報交換を行う等連携を強化します。情報交換を通じて、支援ノウハウ等の共有を図り、より効果的な経営支援へと繋がります。
- 中小企業者の多様化する経営課題に対応するため、中小企業診断士等の派遣時の同行訪問や内部研修会の開催、「業種別支援の着眼点」の活用等を通じて、職員の経営支援力の向上に努めます。
- 商工会連合会とよろず支援拠点と連携して実施する3機関連携支援「とちぎ中小企業応援隊」を推進し、各機関が有する支援ノウハウを有効活用することで、中小企業者へより実効性のある支援を実施します。
- 経営支援に携わる人材の確保・育成や組織を越えたネットワークの構築を図るため、よろず支援拠点及び中小企業診断士会と連携し、「事業者支援スキルアップキャラバン」を展開します。

(11) 経営支援に係る効果の検証

- 実効性の高い経営支援の展開に向け、これまで取り組んできた経営支援の効果を下記の指標に基づき検証することで、業務の改善に繋がります。

【効果検証指標】	【基準値】	【指標の説明】
売上高増加率 増加企業割合	2つの指標のいずれか一方を達成した企業の割合が50%以上	基準年度中に経営支援を実施した企業のうち、その企業の基準年度決算と2期後決算の売上高の変化率が、零より大きい企業の割合
営業利益率 増加企業割合		基準年度中に経営支援を実施した企業のうち、その企業の基準年度決算と2期後決算の営業利益の変化率が、零より大きい企業の割合
生存（企業）率 比較	経営支援実施企業の生存率が大きいこと	基準時点で返済緩和となっている企業群のうち、基準時点前3か年で経営支援を受けた企業群と、受けていない企業群に分け、それぞれ基準時点後3か年で代位弁済に至らなかった企業の割合

(12) 経営の健全性・透明性の向上

- 計画的なコンプライアンス・プログラムの実施に加え、コンプライアンス委員会や監査等による継続的なフォローアップに取り組むことで、コンプライアンス態勢の強化を図ります。
- 関係機関との緊密な連携の下、反社会的勢力や不正利用等に関する情報の収集・蓄積に努め、同勢力の排除や不正利用の未然防止に取り組めます。
- 事業計画の執行管理を徹底するとともに、内部監査・検査による監督強化を図ることで、適正な業務運営を行います。また、適時適切な情報公開を行う等、経営の透明性を確保します。

(13) デジタル化の推進

- 外部とのデータ授受や情報共有にクラウドサービスを活用することで、利便性の向上に努めます。
- 電子稟議システムを未対応の基幹業務まで広げ、業務の更なる効率化を図ります。

(14) SDGsに資する取組の推進

- 栃木県と締結した「SDGsの推進に関する連携協定」に基づき、中小企業者へのSDGsの普及・啓発に取り組みます。
- ESG等に配慮したサステナブル経営に取り組む中小企業者に対し非財務情報診断サービスを提供するとともに、同サービスの利用を要件とした「サステナブル経営推進保証制度」を推進します。
- 県内のプロスポーツチームや学生起業家公募コンテスト、教育美術展、ユネスコ無形文化遺産への協賛を実施するほか、学生向けの寄付講座に職員を派遣する等、地域のスポーツ振興や教育・文化活動の支援に取り組みます。

3 主要業務数値（計画）

令和7年度の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

項 目	金 額
保 証 承 諾	1, 5 0 0 億円
保 証 債 務 残 高	4, 8 0 0 億円
代 位 弁 済	9 5 億円
求 償 権 回 収	1 2 億円